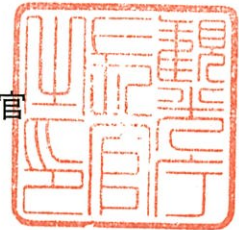




観 観 産 第 4 6 8 号  
平成29年10月31日

各都道府県知事 殿

観光庁長官



「旅行サービス手配業に関する施行要領」について

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）において、旅行サービス手配業の登録制度の創設が行われることに伴い、当該登録に必要な手続や書類等の詳細について、その具体的な取扱いを別紙のとおり定めましたので、ご了知願います。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長に対しても通知していますので、お知らせします。